

様式第 30（第136条関係）（平 6 通産令47・追加、平14経産令66・一部改正、平21経産令37・旧
様式第11の 2 線下・一部改正、令元経産令17・令 2 経産令92・一部改正）

財 産 概 要 報 告 書

指 定 番 号

提 出 年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名

（ 年 月 日現在）

（単位 千円）

科 目	価額	備考	科 目	価額	備考
A 資 産 の 部			B 負 債 の 部		
I 流 動 資 産			I 流 動 負 債		
(1) 現 金 及 び 預 金			(1) 供 託 備 金		
(2) 未 収 入 金			(2) 短 期 借 入 金		
(3) 有 価 証 券			(3) 未 払 金		
(4) その他の流動資産			(4) その他の流動負債		
II 固 定 資 産			II 固 定 負 債		
(1) 有 形 固 定 資 産			(うち受託事業基金) ()		
(2) 無 形 固 定 資 産			III 引 当 金		
(3) 投 資 資 産			(うち責任準備金) ()		
III 繰 延 資 産			(うち供託備金) ()		
			資産の部合計額から負債の部 合計額を控除した額 (A - B)		
			(参考) 純 資 産		
			I 株 主 資 本		
			(1) 資 本 金		
			(2) 資 本 剰 余 金		
			(3) 利 益 剰 余 金		
			(4) 自 己 株 式		
			株 主 資 本 合 計		
			II 評 価 ・ 換 算 差 額 等		
			(1) その他有価証券評価 差額金		
			(2) 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		
			(3) 土 地 再 評 価 差 額 金		
			評価・換算差額等合計		
			III 新 株 予 約 権		

(注) 受託残高 千円

(備考)

- 貸倒引当金又は減価償却累計額を計上する資産については、貸倒引当金
又は減価償却累計額を当該資産から直接控除した価額をもって記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。